

令和 2 年度「バス・タク旅」やまがた巡り助成金交付要綱
(タクシー事業者用)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人山形県観光物産協会（以下「協会」という。）が、県内貸切バス、タクシーの需要回復を促進し、県民の周遊と本県への観光流動の回復を図り、県内経済の早期の活性化を促すため、タクシー事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業に係るもの）の許可を受けている事業者（以下、同じ。)) が運送契約に基づき運行するタクシーを利用した旅行及び同契約に基づき運行するタクシーを利用した観光プラン（運輸局の認可を受けたもの）の企画・運行（以下「旅行等」という。）に対し交付する助成金について、必要な事項を定める。

(助成金の交付対象者)

第 2 条 助成金の交付対象者は、山形県内に本店のあるタクシー事業者とする。

(助成金の交付要件)

第 3 条 協会は次の各号に掲げる要件をすべて備えた旅行等を運行するタクシー事業者に助成金を交付する。

- (1) 令和 2 年 7 月 10 日（金）から令和 3 年 6 月 30 日（水）までに運行される旅行等（送迎を除く）であること。
- (2) 自社のタクシーを利用した旅行等であること。
- (3) 観光を目的とした日帰り又は宿泊を伴う旅行等（県外へ周遊するものを含み、日帰りの場合は、その行程が 2 時間以上）であること。
ただし、山形県内の小・中・高及び特別支援学校（以下「学校」という。）が学校行事として実施する修学旅行や社会科見学、宿泊学習、スキー教室等の教育旅行については適用しない。
- (4) 新型コロナウイルス感染予防のため、取扱う旅行等は、各業界団体が作成したガイドラインを踏まえた取組みを実践していること。
- (5) 交付を受ける助成金（別表に掲げる助成対象経費のうち、催行人数助成（観光プランの企画・運行に限る）を除く。）は、旅行等の代金に含まれるタクシー料金相当額に充当し、旅行等の利用者に対し料金を還元すること。

(助成金の交付額)

第 4 条 助成金の交付額は別表 1 のとおりとし、1 タクシー事業者あたり、原則として別表 2 に掲げる額を上限とする。

ただし、タクシー事業者が貸切バス事業者（道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業に係るもの）の許可を受けている事業者）である場合の上限額は、別途定める「令和 2 年度「バス・タク旅」やまがた巡り助成金交付要綱（貸切バス事業者用）」に規定する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、タクシー事業者が旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）の規

定に基づく登録を受けている事業者である場合の上限額は、別途定める「令和2年度「バス・タク旅」やまがた巡り助成金交付要綱（旅行業者用）」に規定する額とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとするタクシー事業者は、交付申請書（様式第1号）並びに必要と認める書類を協会に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 協会は前条の申請書を審査し適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を交付決定通知書（様式第2号）により、タクシー事業者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第7条 タクシー事業者は、交付決定された旅行等の内容を変更（交付決定額の変更がない場合を除く。）又は中止する場合は、速やかに助成金変更交付（中止）申請書（様式第3号）を提出し、協会の承認を受けなければならない。

（実績報告書の提出）

第8条 タクシー事業者は、第6条により交付決定を受けた旅行等について、毎月末日までに運行が終了した旅行等に係る助成金実績報告書（様式第4号）を翌月の末日までに協会に提出し、審査を受けなければならない。

ただし、令和3年2月末までに運行が終了した旅行等については令和3年3月12日（金）まで、令和3年3月1日（月）から同年3月14日（日）までに運行が終了した旅行等については令和3年3月26日（金）まで、令和3年3月15日（月）から同年3月31日（水）までに運行が終了した旅行等については令和3年4月5日（月）までに協会に提出し、審査を受けるものとする。

（助成金の額の確定・支払）

第9条 協会は、タクシー事業者から提出のあった実績報告書の審査を行い、事業の実施結果が本要綱に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第5号）により通知するとともに、速やかに実績報告書に記載の銀行口座に、助成金を入金するものとする。この場合、振込手数料については、協会が別に負担する。

（助成金の経理等）

第10条 タクシー事業者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。

（助成金の交付決定の取り消し等）

第11条 協会は、交付決定後に、助成金の交付を受けたタクシー事業者の申請内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すものとし、既に助成金が支払われている場合は、助成金の

交付を受けた旅行会社は、取り消しに係る助成金を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第 12 条 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点で事業を終了する。ただし、交付の決定を受けたタクシー事業者が、旅行等の内容の変更又は中止をした場合はこの限りではない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

別表 1

助成対象経費	助成金の額（旅行 1 日あたり）
タクシー料金	1 日あたりのタクシー料金 2 分の 1 の額 （100 円未満切捨て）又は 2 万円のいずれか 低い額
催行人数助成 （観光プランの企画・運行に限る）	実際の催行人数 1 名あたり 1 千円

別表 2

タクシー事業者の種別	上限額
法人事業者	200,000 円
個人事業者	100,000 円